

平 2 6 . 4 . 2 4  
際 D 4 - 2

# 税制調査会(国際課税DG④) 参考資料

〔 BEPSプロジェクトを踏まえた  
我が国の国際課税見直し 〕

平成26年4月24日(木)

財 務 省

## 外国子会社配当益金不算入制度導入までの経緯

- |              |   |
|--------------|---|
| 1953年（昭和28年） | ・ 外国税額控除制度（国別限度額方式）の導入                        |
| 1962年（昭和37年） | ・ 間接外国税額控除制度の導入<br>・ 一括限度額方式を導入（国別限度額方式との選択制） |
| 1963年（昭和38年） | ・ 国別限度額方式を廃止                                  |
| 1992年（平成4年）  | ・ 間接外国税額控除制度の範囲を外国孫会社まで拡大                     |
| 2009年（平成21年） | ・ 間接外国税額控除制度の廃止<br>・ <u>外国子会社配当益金不算入制度の導入</u> |

## 平成21年度の税制改正に関する答申（抜粋） （平成20年11月、政府税制調査会）

### 二 平成21年度の税制改正

#### 2. 国際課税

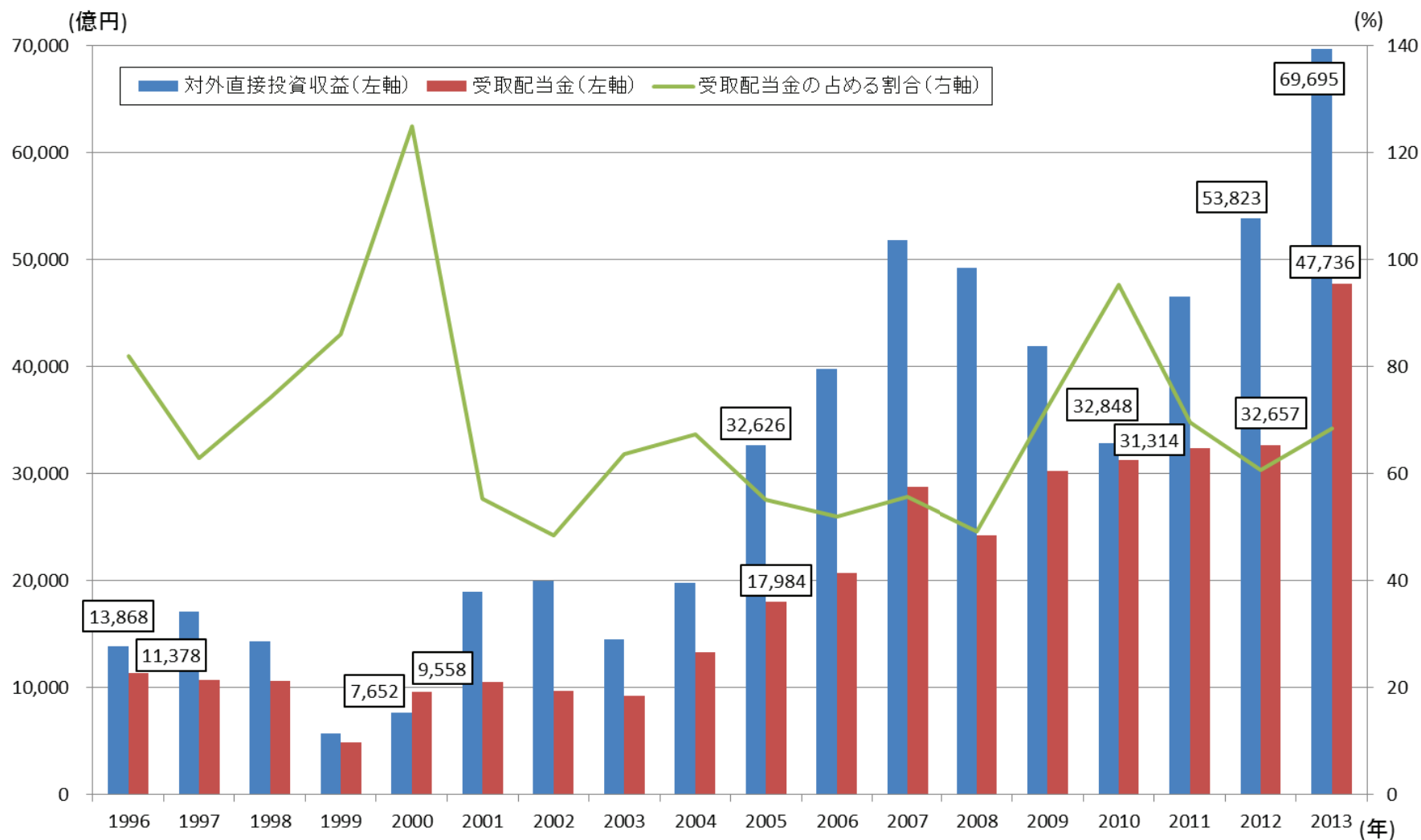
進展するグローバル化や事業形態の複雑化・多様化のもとで、クロスボーダーの経済活動に対する課税は、我が国の適切な課税権の確保と、経済活動に対する配慮や我が国経済の活性化とのバランスを保つ必要がある。我が国経済の活性化の観点から、我が国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、企業が必要な時期に必要な金額だけ戻すことができることが重要である。外国税額控除制度については、こうした企業の配当政策の決定に対する中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について親会社の益金不算入とする制度を導入することが適当である。本制度を導入することにより、国内に還流する利益が、設備投資、研究開発、雇用等幅広く多様な分野で我が国経済の活力向上のために用いられることが期待される。

## 主要国における国際的二重課税調整方式の概要

(2014年4月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税	全世界所得課税 ※条約の適用がある場合には 大宗が国外所得免除	国内源泉所得課税 ※利子・配当等の投資所得 については、国外源泉所 得に対しても課税
二重課税の排除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式	外国税額控除方式 国外所得免除方式 ※条約の適用がある場合に は大宗が国外所得免除	国外所得免除方式 外国税額控除方式 ※利子・配当等の投資所得 については、外国税額控 除
外国税額控除の控除 限度額の計算	一括限度額方式	所得項目別限度額方式	所得項目別限度額方式	国別限度額方式	国別限度額方式
非課税国外所得 の取扱い	控除限度額の計算上、非 課税国外所得の全額を 除外 (経過措置) 平成24年4月1日から 平成26年3月31日までの 間は5/6を除外	—	控除限度額の計算上、非 課税国外所得の全額を 除外	控除限度額の計算上、非 課税国外所得の全額を 除外	—
外国税額控除の控除 余裕額・限度超過額の 取扱い	余裕額の繰越し 3年 超過額の繰越し 3年	超過額の繰戻し 1年 超過額の繰越し 10年	繰越しを認めず ※ただし、国外支店等の事 業所得や一定の配当に課 された外国税については 超過額の繰戻し 3年 超過額の繰越し 無制限	繰越しを認めず	繰越しを認めず
海外からの配当に係 る二重課税調整方式	配当益金不算入方式 ※持株割合25%以上等の 外国子会社から受ける配 当の95%相当額を益金不 算入	間接外国税額控除方式 ※持株割合10%以上	配当益金不算入方式	配当益金不算入方式 ※受取配当の95%を益金不 算入	配当益金不算入方式 ※持株割合5%以上の子会 社から受ける配当の95% を益金不算入

## 対外直接投資収益と受取配当金及び受取配当金の占める割合の推移



(出所) 日本銀行「国際収支統計」(暦年ベース)

## 主要国における移転価格税制の概要

(2014年4月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法	租税特別措置法 第66条の4	内国歳入法 第482条	2010年租税法(国際課 税等)第4編	国際取引課税法 第1条	租税一般法典 第57条
適用対象者 (関連会社)	法人のみ 〔持株50%基準と人事、 財務、取引上の 実質的支配基準の 併用〕	個人及び法人 〔同一の利害関係者によ って直接・間接に 所有又は支配されて いる組織又は事業〕	個人及び法人 〔持株40%基準と実質 的支配基準の併用〕	個人及び法人 〔持株25%基準と実質 的支配基準の併用〕	個人及び法人 (支配基準)
対象取引	国外取引 〔国内取引については 法人税法第37条 (寄附金)の規定 がある。〕	全取引	全取引	国外取引 〔国内取引については 法人税法第8条等の 規定がある。〕	国外取引
所得相応性 基準	—	○	—	○	—

## 外国子会社合算税制における資産性所得の範囲

○ 外国子会社合算税制において、外国子会社の経済実態がある場合には会社単位の合算課税は適用除外となるが、その場合であっても、資産運用的な所得として外国子会社が受ける下記の「資産性所得」については、親会社の所得とみなして、合算課税することとされている。

← これらの資産運用的な所得は、ことさら日本と比べて著しく税負担の低い外国子会社において行う積極的な経済合理性を見出し難く、当該外国子会社への所得の付け替えに利用されやすいことから、合算課税の対象とされたもの。

### 【資産性所得】

- ① 株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限る。）による所得
- ② 債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限る。）による所得
- ③ 工業所有権及び著作権（出版権及び著作隣接権を含む。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生じる所得を除く。）
- ④ 船舶又は航空機の貸付けによる所得

## 主要国における外国子会社合算税制の概要

(2014年4月現在)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度適用の基準	軽課税国にある外国子会社	所得項目ごとに税率格差等により判定	軽課税国にある外国子会社	軽課税国にある外国子会社	軽課税国にある外国子会社
基準税率 (トリガー税率)	合算対象子会社の税負担が20%以下  <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">20%</div>	合算対象所得につき、合算対象子会社の税負担が、米国最高税率(35%)の90%以下  <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">31.5%</div>	合算対象子会社の税負担が英国での税負担(21%)の75%未満  <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">15.8%</div>	合算対象所得につき、合算対象子会社の所在する軽課税国の税負担が25%未満  <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">25%</div>	合算対象子会社の所在する国の税率が、仏国での税負担(33.33%)の50%未満  <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 5px;">16.7%</div>
適用除外基準	あり	あり	あり	あり	あり
独立企業としての 実体	実体があれば適用除外(但し、一定の利子・配当等の資産性所得は合算課税)	—	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外
関連者との取引	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない	特定の所得について一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない